

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子, 下澤悦夫, 寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告山本晃子 意見陳述書

2021年11月15日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周
				外36名

1 私は、1982年生まれです。大分県大分市で生まれ育ちました。私の父は地方公務員で、母は教員でした。私は大分の公立高校を卒業して、日本福祉大学に進学したことを機に、愛知県に転居しました。大学卒業後、就職し、結婚して、双子の男の子を出産し、その後女の子も出産し、現在、夫と子どもたち3人と岐阜県岐阜市で生活しています。また私は、現在、革新愛知の会という市民団体の職員をしています。

2 私は幼少期から、家族の戦争体験を聞きながら育ちました。

現在93歳の母方の祖母は、敗戦当時17歳か18歳で、満州にいました。そ

の祖母が育った家庭は、満州で商売をしていて、相当の財産を築いたそうです。敗戦の時、祖母は、「空がすごく青く思えた。嬉しかった。これからは何にも恐れずに自由に生きられると思った。」と言っていたそうです。そのような祖母の家族も満州から日本に戻るときには、いろんな方にお金を渡しながら、命辛々日本に戻ってきて、大分県別府市に移り住みました。戦争のない平和な社会への渴望からか、祖母は、戦後様々な社会活動に参加していました。

父方の祖父は1920年頃の生まれで、私が生まれる前に亡くなっていましたが、満州で暮らしているとき中国人による暴動があったらしく、その時、祖父の父親が「中国人から殺されるくらいならお父さんが今殺す」と言って、日本刀を出してきたという話を聞きました。この祖父はその後徴兵され、機械系の技術があったので、戦闘機を修理する任務に就いていたそうです。戦後、シベリア抑留を経て、日本に戻ってきたと聞いています。

他方、父方の祖母は、1931年の生まれで、大分市の実家で私が大学に入るまで一緒に暮らしていました。しかし、80歳の時にくも膜下出血でたおれてから認知症が進み、今は施設で暮らしています。その祖母が、認知症になる前に私に語ったことや行動について私が印象に残っていることですが、小学生の時は勉強はせず工場に弾丸を作りに行っていたこと、少しでも何か言ったりすると、反抗的だ行って殴られたこと、空襲警報がなり、防空壕に入るとき、当時高価だった醤油、砂糖といった調味料を持ち出そうとして、落として割ってしまったことなどのことを笑い話のように語っていました。また、大学から帰省して実家で二人きりで一緒にテレビを見ていたら、突然落ち込んだ表情で「私には妹がおったんや、だけど栄養失調でなくしてしまったんや」と語り始めたこと、時報のサイレンが鳴ると戦時中の空襲警報を思い出すとって嫌な顔をしていたこと、湾岸戦争の頃、テレビで流れる映像に神経質になっていたこと、父が幼い時、アメリカ映画を見ていて戦闘機の映像が出てくると、祖母はいつの間にか部屋からいなくなったと聞いたことがあったことなどを思い出します。こうした出来事か

らも、祖母は認知症になる前から戦争体験の苦しみから逃れられず、辛さを抱えて過ごしてきたのだなと思われました。そんな家族の戦争体験やトラウマを聞いて育った私にとって、戦争は決して他人事とは思えないことです。

- 3 私は毎年8月6日に行われた平和授業で、小学校の時には、原爆の話を聞き、中学生のときには、「南京大虐殺」という言葉を聞いて、日本兵が中国人の生首を持って立っている写真を見ました。このときはじめて日本軍が「加害の立場」にあったことも知りました。また、高校生になった夏には平和委員会という団体が行った、戦争と平和展のパネル展示を見る機会があり、日本の普通の医者・医学研究者が、中国人・朝鮮人たちに対しおぞましい人体実験を繰り返したという「731部隊」のことを知りました。なぜ、普通の医者・研究者がこんなに残虐な行為ができるのか、中国人・朝鮮人も同じ人間で、肌の色も見た目も同じなのになんでこんなことができるのか、殺人鬼になってしまったのか、混乱しショックでした。私がそれまで抱いていた戦争のイメージは、父方の祖母のように空襲等で被害を受けたという被害の側面だけでしたが、こうした事実を知るにつけ、戦争には、日本側にも加害の側面があるということを深く認識しました。

- 4 母が新日本婦人の会の会員でした。小さな時から私は母について会の事務所に出入りしていました。中学生か高校生のある日に、私はその事務所で、日本国憲法の前文を書いた大きな紙を見ました。そこに書かれた日本国憲法の前文を読んで、感動しました。これを全部実現したら日本は戦争をしないのではないかと思います。でも、現実は違うという感じも持ち、憲法の理念と現実とがどうしてこんなにも乖離してきているのかと社会と平和について視野が開けて、もっと学びたいと思うようになりました。

- 5 大学に入って学生自治会の活動に参加しました。

1年生の時に、今井証三先生の憲法学を履修し、憲法の位置づけが普通の法律より高いことを学びました。また、日本国憲法がGHQによるおしつけ憲法だという論調が多く聞かれましたが、私自身が感じた思いや、祖母の体験とも重ねて、

必ずしもそうではない、悲惨な戦争に苦しめられた人々はこの憲法を歓迎したのではないかと思うようになりました。憲法に書かれていることを全て実現することは間違っていないし、高い理想かもしれないがその理想にむかって努力をしたいと思うようになりました。

大学2年生になって憲法学のゼミに入りました。日本国憲法には、生存権、幸福追求権など沢山の人権保障の規定があり、大切にされていることがわかりました。生活保護に関する朝日訴訟なども知り、憲法のもつ権利保障の意義を学びました。憲法とは普段は気にすることなくその権利を享受しているが、ひとたび権利が侵害されるようなことがあれば、私たちはたちまち生きづらい状況に陥ってしまう、生きる上でなくてはならない空気のような存在だと思うようになりました。

6 2009年、私は結婚しました。2013年双子の男の子を出産し、2016年に女の子を出産しました。子どもが生まれた時は、生まれてくるだけすごいと思いました。私には精神的に不安定な時期がありましたが、子ども中心の生活になって、生活のリズムができ、誰かのため何かのために生活しているという思いが生きる支えとなり回復していきました。子どもたちの存在によって救われたと思っています。双子を妊娠しているときは、双子のアスリートや有名人などに憧れを持つこともありましたが、生まれてみるとそれだけでかわいくて尊い存在だと思うようになりました。今も、すごく立派な人にならなくてもいい、その子がその子らしく幸せだと思える人生を送ってくれればいいと思っています。

現在の社会の現状は、格差と貧困がひろがり、結婚することや勉強することが難しいという問題があります。当たり前のことが当たり前にできない状況があります。生きづらさを子どもたちに引き継ぐのは嫌です。戦争のない世界に生きてほしいと思います。子どもたちは私と違って戦争の実体験を生では聞けない世代になります。子どもたちにどう伝えていくべきなのかを考えています。戦争は権利を根こそぎ奪うものです。でも自分たちには生きるべき権利があり、自分で選

扱できる権利があるということを感じて欲しいと思っています。

- 7 子どもがこの世に生まれること自体が素晴らしい、格差・貧困・戦争には無縁で、どの子も愛され、生まれてきてよかったと思える人生を送ってほしいとの思いを強くしていたとき、2015年に安保法案が審議されていると知りました。これまで政府が答弁してきた憲法解釈すら曲げて、強引に改正しようとしている。この法案は中身も、議論の進め方も本当に許せないと思いました。それまで、私は市民団体の職員として働いていましたが、運動に思うように参加できず日々の育児に追われるように過ごしていました。でも、「誰のこどもも殺させない」というスローガンに心を打たれ、国会周辺で若い人が立ち上がっているということを知り、突如として動き出さざるを得ないものがありました。一母親として見過ごせない、憲法前文を読んで心打たれたことや、高校や大学で学んだことなどを思い出しました。私は「この子たちの未来のために私のすべきことをしなければ」と当時2歳だった子どもたちと一緒にデモや集会に参加しました。

2015年9月強行採決の前後に、私はこの国はどうなるのだろうと毎晩不安でした。この子たちが生きる世界はどうなるのかと非常に不安になり、子どもたちを寝かしつけた後に涙が止まらなくなりました。あの時代に戻ってしまう、国家や政治の力で自分の意思とは関係なく私たちが被害者・加害者になる、被害者も加害者も苦しむことになる。認知症になってもずっと戦争の悲しみと辛さを抱えている祖母のことも思い出しました。加害者となり長年苦しみを抱えて生きている人もいます。私はこんな重石を背負わせるために子どもたちを産んだのではありません。

- 8 安保法制が成立し、実質改憲の流れが強まっていることを危惧しています。憲法学者の長峯信彦先生のお話を聞いたときに、実質的な改憲がすすんでいると言われました。米軍と一体になった軍事演習が展開されていると聞き、私たちの知らないところで事態が深刻化していることに危機感をもっています。

私は被害者になることと同じくらい加害者になることが辛いです。安保法制に

よって私が加害者になること、日本が加害の国になることが怖いのです。

日本国憲法をそのまま解釈すれば、自ずと違憲であるという答えがでるのではないのでしょうか。私たち大人には子どもたちの未来に対する責任があります。国会での議論も国民に対する説明も不十分な安保法制を数の力で強行採決すること。これまでの国会での議論や解釈をすべて蔑ろにし、時の政府の意向だけでこの国の平和や安全の姿をかえられてしまうこと。そして、あきらかに違憲であることが認められず、なし崩し的に戦争へ加担させられること。こういうことを子どもたちに伝えるために私は子ども生み育てているのではありません。憲法の掲げる理想は高いかもしれないけれど、そのために不断の努力を積み重ねる大人の姿を子どもたちには見せたいのです。裁判官のみなさまだけが、違憲立法審査権を行使してこの深刻な違憲状態を食い止める権限をお持ちなのです。この権限を行使し政府の行為によって再び戦争の惨禍に見舞われることのないよう安保法制が違憲であることの判断を高い見地に立って示してくださいませよう切にお願いします。

以上